

この薬局は

「保険薬局」

です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



うさぎ薬局 下多賀店

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認してください。また、指定第2類医薬品の使用については、薬剤師又は登録販売者に相談することをお勧めします。

第1類 医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「**してはいけないこと**」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所（7m以内）に陳列されています。

第3類 医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会

054-203-2023

静岡県薬務班

055-920-2107



●当薬局の調剤基本料については以下の通りです。

調剤基本料 1	45点
連携強化加算	5点
後発品体制加算 2	28点
在宅薬学総合加算 1	15点
医療DX推進体制整備加算2	6点

患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで ※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月29日-翌年1月3日）



●当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

●当薬局では、ジェネリック医薬品を積極的に調剤しています。



●当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、

「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

●明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

うさぎ薬局 下多賀店

個人情報に関する基本方針



基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

うさぎ薬局 下多賀店

うさぎ薬局 下多賀店

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

うさぎ薬局 下多賀店 管理薬剤師

静岡県知事指定介護保険事業所

第2240510319号

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

518円/回



同一建物居住者

379円/回（2-9人）

342円/回（10人以上）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

TEL 0557-68-1199

FAX 0557-68-1299

緊急時→転送電話（24時間対応）

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師に
おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、
次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に1年以上在籍し週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

うさぎ薬局 下多賀店

労災保険
指定薬局

生活保護法指定

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



オンライン資格確認等システムの活用

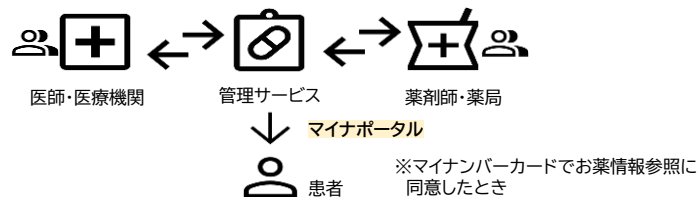
オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



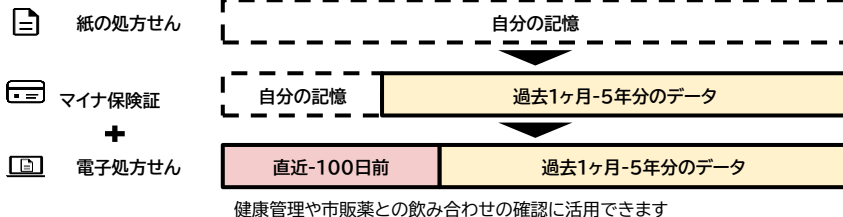
※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。

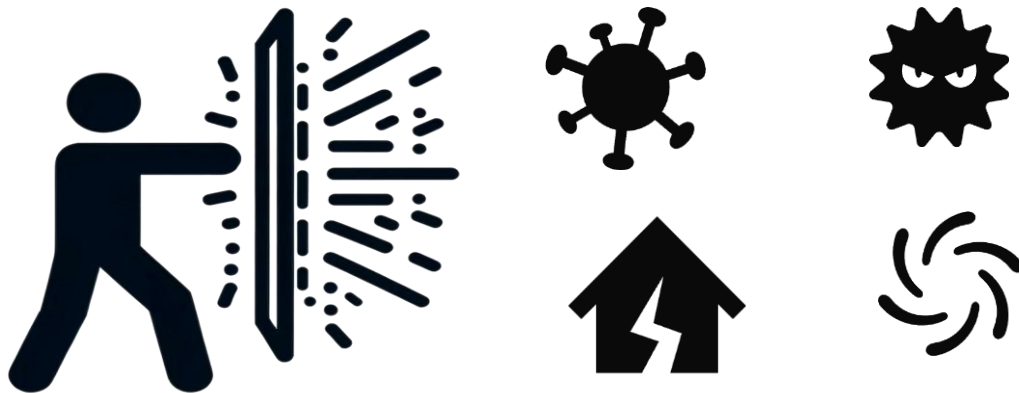


電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



うさぎ薬局下多賀店

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



点眼容器 0円
水剤容器 30ml: 0円
60-500ml: 0円
軟膏容器 30g: 0円
スポイト 0円

患者希望による一包化



7日ごとに
340円
(最大**2400円**)

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき
0円

患者さん宅への薬の持参 料・在宅医療の交通費



距離関係なく
0円

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分
0円

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



地域に貢献する薬局になるために



平日は1日8時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週45時間以上開局しています。



1,200品目以上の医薬品を備蓄しています。



単独または近隣の薬局と連携し、24時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅業務の体制を整備しています。在宅の業務実績があります（年1回以上）。在宅支援に係る診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携をとるようにしています。



プライバシーに配慮した構造です。



麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談または健康教室を行っています。
一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。



調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディアナビなど）を行っています。



かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。（薬局勤務5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）



健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（プレアボイド）の把握・収集と副作用報告に係る手順書を作成し、報告する体制を整えています。



処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。

保険薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分		薬局
薬局開設許可証 記載事項	薬局開設者氏名	株式会社うさぎ薬局
	薬局の名称	うさぎ薬局 下多賀店
	薬局の所在地	静岡県熱海市下多賀 481-15
	許可番号	熱保A 第1-95号
有効期間		令和6年5月1日 から 令和12年4月30日
薬局の管理者の氏名		
勤務する薬剤師の氏名 及び担当業務		調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理
		調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理
勤務する登録販売者 及び担当業務		第2類、第3類医薬品販売・情報提供・相談
取り扱う一般用医薬品の区分		要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
この薬局に勤務する者の区別に関する説明		薬剤師 : 「薬剤師」の名札に白衣着用 登録販売者 : 「登録販売者」の名札に会社指定の制服着用 その他 : 「事務員」の名札に会社指定の制服着用
営業時間		月・火・水・木・金 9:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 13:00 定休日 日・祝祭日 12/30~1/3
営業時間外で相談できる時間		営業外の時間
相談時および緊急時の連絡先	当店舗電話番号	0557-68-1199
	うさぎ薬局緊急対応電話	070-1351-7968

うさぎ薬局 下多賀店

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

(介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係る重要事項等説明書

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	うさぎ薬局 下多賀店
事業所の所在地	静岡県熱海市下多賀 481-15
指定番号	静岡県指定 2240510319 号
電話番号	0 5 5 7 - 6 8 - 1 1 9 9

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づきうさぎ薬局の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【 (介護予防)居宅療養管理指導サービス 】	
① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。	
② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。	

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	2 名	・常勤者 (2 名) 勤務時間 午前 9 : 00～午後 6 : 00 (月火水木金) 勤務時間 午前 9 : 00～午後 1 : 00 (土)
事務員	2 名	・常勤者 (2 名) 上に同じ

5. 担当薬剤師

【 担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：

責任者：

担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日)、
- ② お盆時期を除きます。
- ③ 営業時間 午前 9 : 00～午後 6 : 00 (月火水木金)
午前 9 : 00～午後 1 : 00 (土)

7. 緊急時の対応等

- ① 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

居宅療養管理指導サービス提供料として

- A. 単一建物居住者が 1 人の場合 5 1 8 単位
 - ・ 1 回あたり 1 割負担 518 円 2 割負担 1036 円 3 割負担 1554 円 (月 4 回まで)
- B. 単一建物居住者が 2～9 人の場合 3 7 9 単位
 - ・ 1 回あたり 1 割負担 379 円 2 割負担 758 円 3 割負担 1137 円 (月 4 回まで)
- C. 単一建物居住者が 1 0 人以上の場合 3 4 2 単位
 - ・ 1 回あたり 1 割負担 342 円 2 割負担 684 円 3 割負担 1026 円 (月 4 回まで)

麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1 回あたり 100 円

- 注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用はご負担となります。
- 注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第 1 2 4 号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。
- 注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。
- 注 4) 別に厚生労働大臣が定める者に対しては週 2 回、1 月に 8 回まで算定される場合があります。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

・連絡先 うさぎ薬局 下多賀店 0 5 5 7 - 6 8 - 1 1 9 9
(夜間・休日：0 7 0 - 1 3 5 1 - 7 9 6 8)

・担当者

当事業者は、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、利用者及び代理人に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(介護予防) 居宅療養管理指導サービス事業所
事業所所在地 静岡県熱海市下多賀 4 8 1 - 1 5
名称 うさぎ薬局下多賀店

勤務 薬剤師・登録販売者

	月	火	水	木	金	土	日
(薬剤師)	○		○	○	○	○	
(薬剤師)	○	○	○		○		
(登録販売者)	○	○	○	○	○		

届出	主な要件、算定上限	点数
----	-----------	----

[illegible]

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） ※（所定単位につき15円を超える場合）	薬剤調剤料の所定単位につき ※	1点 10円又はその倍数を増すごとに1点
多剤投与時の薬調費	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬剤の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一障害居住者 1人 ② 単一障害居住者 2～9人 ③ 単一障害居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた創薬指導	〔薬局の薬剤師の場合〕 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
創薬管理指導加算		379単位
医療用麻薬持続注射療法加算		342単位
在宅中心静脈栄養法加算		46単位
特別地域加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%